

<2023 年夏 短期海外研修プログラム Q & A>

I. 応募・選考

Q1. どのプログラムに応募しようか迷っています。各プログラムについて詳しく知りたいのですが。

5月10日（水）12：10～13：00にプログラム相談会を開催します。ぜひご参加ください。

Q2. プログラム説明会に参加できませんが、応募はできますか？

説明会へ参加できない場合も応募可能です。各プログラムの概要や応募方法に関する説明動画を視聴することができますので、説明会終了後にグローバルラーニングセンターウェブサイトからご覧ください。その上で、募集要項、シラバス、Q&Aをよく読み、応募書類を準備してください。

Q3. 必要書類の一部を期日までに提出することができません。どうすればよいですか？

期日までに全ての応募書類を提出することができない場合は、理由にかかわらず応募することはできません。つまり、選考の対象外となります。

Q4. 選考基準を教えてください。

選考は、書類選考を基本として行われます。書類選考のみで判断できない応募者に限り、面談を実施する可能性があります。応募書類に不備がある場合は選考対象外となります。選考結果の理由の開示は行いません。

Q5. 応募用紙を作成する際に、アドバイスや添削などはしてもらえますか？

応募用紙の論述内容は審査に関わる内容のため、公平性を期するためにアドバイスや添削指導等を行いません。

Q6. 大学院学生、外国人留学生（非正規生を除く）は応募できますか？

どのプログラムにも応募はできますが、SAP/FLの選考では学部学生が優先されます。また、航空券や滞在費等の参加費用に加え、大学院学生がプログラムに参加する場合、受講料は全額自己負担となります。

※奨学金の詳しい支給基準については、「II. 費用と奨学金について」の「Q2. 奨学金は参加者全員が受給できますか？」を確認してください。

Q7. 非正規生とは何ですか？

非正規生とは、交換留学生のように、東北大学での学位取得を目的とせず、履修や聴講、研究の目的で一定の期間のみ本学へ所属している学生を指します。非正規生は、本プログラムに応募することができません。

Q8. 過去に短期海外研修プログラムに参加しましたが、再度応募することはできますか？

SAPに限らずFLも含め、過去に現地派遣プログラムに参加経験があっても、過去の参加プログラムと同じプログラムでなければ応募することができます。ただし、SAP/FLの選考の際は初めてそのプログラムへ参加する学部学生が優先されます。

Q9. 応募の際に文系・理系の制限はありますか？

今回募集するプログラムについてはありませんが、内容により専門的な知識があった方が受講しやすいプログラムもあります。詳しくは、各プログラムの詳細を確認してください。プログラムによっては、事前に調査課題等が出される可能性があります。

Q10. 興味のあるプログラムが1つしかない場合も、複数の希望プログラムを記入する必要がありますか？

希望先が1つの場合、不合格となりプログラムに参加できない可能性があるため、少なくとも第2希望までは記入することを推奨します。ただし、原則としてプログラム参加決定後の辞退は認められないため、応募前に各プログラムの日程をよく確認し、確実に参加できるプログラムのみ記入してください。なお、所属学部等の追試験・再試験期間と重なっている場合は、応募できません。

Q11. 海外旅行保険に加入する必要はありますか？

参加が決定した方は、東北大学指定の海外旅行保険である「付帯海学」に必ず加入していただきます。加入方法は参加決定後に案内します。

II. 費用と奨学金について

Q1. 参加者が支払う費用とは何ですか？

参加者は、受講料^{※1}、往復の航空券、空港からの送迎を含む現地での交通費、出国・入国にかかる費用、食費、宿泊費、海外旅行保険料、旅券代、ビザまたは滞在許可取得料（該当プログラムのみ）等を自己負担する必要があります。プログラム毎の参加費用の目安は、各プログラムの詳細を確認してください。

※1 学部生であれば派遣先大学での受講料の一部を参加学生が負担し、残りは東北大学が負担します。ただし、大学院学生がプログラムに参加する場合は、受講料は全額自己負担となります。

Q2. 奨学金は参加者全員が受給できますか？

奨学金 7～8 万円（派遣先国・地域により異なる）の支給を希望する学生は、以下の条件を全て満たす必要があります。対象は、学部学生、大学院学生となり、外国籍学生は、日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）のみ受給可能です。

1. 経済的理由により、自費のみでの短期海外研修プログラムへの参加が困難な者
2. 短期海外研修プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者
3. JASSO 指定の方法により算出される 2022 年度の学業成績が成績評価係数 2.3（3.0 満点）以上であることを含む JASSO が定める奨学金受給要件を満たすこと
4. 当該プログラム所定の全学教育科目の履修登録をすること
5. 2023 年度前期に国際共修科目を 1 科目以上履修していること、もしくは、2023 年夏の SAP/FL オンラインプログラムに参加していること

※ 奨学金を受給する参加者は、事前研修、現地研修、事後研修、事後報告会の全てに参加し、課題や報告書を提出することが義務付けられます。奨学金の支給要件を満たさない場合や、事前・事後研修・報告会を欠席したり、必要書類の提出を怠ったりした場合は、奨学金の支給対象外となる場合や、支給後であっても返還を求められる場合がありますので注意してください。

※ 他の団体等から本プログラムのための奨学金を 7～8 万円（派遣先国・地域により異なる）以上受給する場合、当該奨学金は受給できません。

Q3. 渡航支援金支給の詳しい条件と提出書類を教えてください。

条件： 渡航支援金支給対象者は以下の条件をすべて満たす必要があります。

- Q2 に示す条件を全て満たし、JASSO 奨学金の受給者であること
- 指定の方法により算出される 2022 年度の学業成績が成績評価係数 2.3（3.0 満点）以上で、本プログラムの参加に際し、全学教育科目「海外短期研修（基礎 B）」、「海外短期研修（展開 B）」、「海外短期研修（発展 B）」のいずれかを履修する者

※既に SAP もしくは FL に参加したことがあり、その参加により単位を取得済みの場合、自由聴講科目として履修することになります。

※学部 1 年生等、2022 年度の学業成績が無い者については、本プログラム応募時に提出される応募書類の採点スコア等により当該条件を満たしているかを判断します。

- 日本国籍を有す、または、日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）
- 家計支持者全員の収入・所得金額の合計が以下の金額である者

給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が 300 万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

※年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。

※養育費は収入に含みません。

※家計支持者がそれぞれ給与所得者、給与所得者以外であった場合は、「給与所得者以外の所得を含む場合（年間所得金額 200 万円以下）」で判断してください。

提出書類： 上記の条件すべてを満たす受給希望者は、5月19日(金)までに留学生課

(sap@grp.tohoku.ac.jp)へ事前にメール連絡の上、家計支持者の所得金額証明書等を6月2日(金)までに留学生課へ提出してください。証明書類は、以下を参照してください。

※事前連絡の際はメール本文に「①他団体等からの本プログラム参加のための奨学金の受給有無、②『所得を証明する書類』の提出対象者、③世帯の収入金額が上記の条件を満たすことを確認した旨」を明記してください。

➤ 家計支持者が父母等の場合

提出対象者	証明書類
父母双方	・父の所得を証明する書類 ・母の所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」(注1)
父母のいずれか	・父又は母の所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」(注1)
父母以外 (例：祖父母、兄)	・父母以外(複数いる場合は主たる家計支持者1人)の所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」(注1)

(注1)事前連絡があった学生に、留学生課より該当するデータをメール添付で送付します。

※父母がいる場合は、原則として父母(2名)が「家計支持者」となります。父母以外になるケースは以下のとおりです。

【父または母のいずれか(1名)を家計支持者とするケース】

- ・父または母と死別している場合
- ・父母の離婚等により、父または母と支給対象者は別生計となっている場合
「離婚等」には離婚調停中、DVによる別居中、または未婚の場合なども含みます。
- ・父または母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない場合

ただし、以下のケースでは、家計支持者は2名となります。

- ・学生が未成年であり、父母が離婚した場合、例えば、親権のない母と同居し、親権者である父と別居している場合は、家計支持者は親権者を含めた父母(2名)です。
- ・離婚した(または死別により)父または母が再婚(事実婚を含む)し、学生と再婚相手が同一生計の場合は、家計支持者は父または母とその再婚者(2名)です。(養子縁組の有無は問いません)。

【父母以外の人(1名)を生活維持者とするケース】

- ・父母と死別し、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・父母が生死不明、意識不明、精神疾患等により意思疎通ができないため、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援をうけている場合
- ・父母が離婚し、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・学生は結婚しており、父母ではなく、学生の配偶者に扶養されている場合(納税手続きにおいて、配偶者の扶養に入っている)

※2名以上から経済的支援を受けている場合は、主たる支援者(1名)が「家計支持者」となります

【学生自身を家計支持者(独立生計者)とするケース】

- ・父母と死別し(または生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず)、祖父母・おじ・おば等の親族から経済的支援を全く受けていない場合
- ・父母・祖父母共に死別し、学生の兄弟姉妹は修学中もしくは病気等の理由で就労しておらず、兄弟姉妹から経済的支援を全く受けていない場合

- ・家庭内暴力（DV等）により父母と別居している場合
- ・学生は結婚しており、学生が自身の配偶者を扶養している場合
配偶者が扶養に入っていない場合は、学生と配偶者（2名）を生活維持者とします。
- ・社会的養護を必要とし、18歳となるまで以下の施設等に入所して（または養育されて）いる（いた）場合
児童養護施設に入所
児童自立支援施設に入所
児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）に入所
児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）に入所
小規模住居化型児童養育事業（ファミリーフォーム）に入所
里親に養育

※家計支持者が父母以外のケースに該当する場合、事実関係が確認できる以下の証明書を提出してください。

事象	証明書類（例）
父母と死別	・戸籍謄本または当該父母に係る戸籍抄本 ・住民票（死亡日記載あり）
父母が離婚	・戸籍謄本または当該父母に係る戸籍抄本
父母が離婚調停中	・裁判所による係属証明書 ・弁護士による報告書
父または母がDV被害者	・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父または母が生死不明（行方不明）	・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父または母が意識不明、精神疾患	・主治医による「診断書」
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	・本人及び配偶者が記載された住民票（続柄が表示されているもの）又は戸籍謄本又は当該配偶者に係る戸籍抄本 及び ・課税証明書（配偶者控除の適用が分かるもの）
家庭内暴力（DV等）により父母と別居	・公的機関による証明書
社会的養護を受けている（いた）	・施設に入所している又はしていた証明書
その他の事由	・事実関係を確認できる書類（第三者（機関）の所見等

➤ 支給対象者が家計支持者の場合

提出対象者	証明書類
支給対象者のみ	・派遣学生の所得（48万円以上）を証明する書類 ・「独立生計者 収入・支出確認書」（注2）
支給対象者及び配偶者	・派遣学生及び配偶者の所得（双方の合算で48万円以上）を証明する書類 ・「独立生計者 収入・支出確認書」（注2）
【派遣学生（及び配偶者）の所得が48万円未満の場合】 所得が48万円未満の場合、独立生計者とはみなせないため、追加書類が必要です。 ○奨学金（給付型又は貸与型）を受給している者 2022年中に申請者本人が受給した奨学金総額を証明する書類	

※2022 年中の受給総額が 103 万円を超えることを確認してください。
 ※書類は、奨学金支給団体が発行するものに限り、奨学金の名称、奨学金受給期間、受給金額が記載されている書類の写しを確認してください。
 ○預貯金を切り崩して生活している者
 生活費の管理に使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近 3 ヶ月分記帳部分」の写し
 ※3 ヶ月分支出額の平均から算出される 12 ヶ月分支出額が 103 万円を超えることを確認してください。

(注 2) 事前連絡があった学生に、留学生課がデータをメール添付で送付します。

※「所得を証明する書類」は、原則、2022 年中の所得が確認できる「市区町村役場発行の所得証明書」(写し可)です。「所得証明書」の名称は市町村によって異なる場合がありますので注意してください (例：課税証明書、非課税証明書など)。

所得を証明する書類

所得の証明は、原則、2022 年中の所得が確認できる市町村役場発行の所得証明書 (写し可) により行いますが、以下の書類により確認することも可能です。その場合は、必ず 2022 年中の所得を確認してください。複数の収入がある場合は、それぞれについて証明書類が必要です。

<p>給与所得の場合</p>	<p>令和4年 (2022年) 源泉徴収票の写し ※源泉徴収票の「支払金額」欄を確認してください。 ※2 人以上の収入の合算で計算する場合で、給与所得以外の所得を含む対象差者がいる場合は、給与所得者については所得金額として「給与所得控除後の金額」欄を確認してください。</p>
<p>給与所得以外の所得を含む場合</p>	<p>令和4年 (2022年) 確定申告書 (第一表と第二表) (控) の写し ※確定申告書 (控) の「所得金額」欄を確認してください。 ※郵送や持参により確定申告を行っている場合は、写しに税務署の受付印があるか確認してください。 ※電子申告 (e-Tax) により確定申告を行っている場合は、「受信通知」又は「即時通知」の写しを提出してください。</p>

Q4. 奨学金や渡航支援金はいつごろ支給されますか？

奨学金は、現地研修開始後、在籍確認が行われた上で現地到着 2~3 週間後を目安に各参加者の銀行口座に振り込まれる予定です。渡航支援金は、初回の奨学金支給時まで (初回の奨学金支給時を含む) に支給します。いずれも現金での支給は行いません。

Q5. 参加費用の支払い方法や支払い期限は、いつごろ通知されますか？

支払い方法や期限についてはプログラムにより異なりますので、詳細決定後、Google Classroom またはメールで随時お知らせします。

III.ホームステイ・現地での生活

Q1. ホームステイをするプログラムでは、どのような家庭に滞在することになりますか？

ホストファミリーは、各家庭がそれぞれ違った特徴を持ち、人種、家族構成、家庭状況などは千差万別です。ステイ先によっては、日本または日本以外の国からの留学生が滞在している家庭もあり、家庭内で多文化コミュニケーションにふれる機会があるかもしれません。プログラムによっては、派遣先の大学やホームステイエージェントへ提出する申込書 (Application

Form) にホストファミリーの希望を書く欄がありますが、ホストファミリーとのマッチングやルームメイトの選定は、全面的に派遣先の大学またはエージェントに委ねられます。

Q2. ホームステイ以外の滞在形態にはどのようなものがありますか？

滞在形態については、各プログラムの詳細より確認してください。2 人部屋に滞在する場合のルームメイトのマッチングについての要望を受け付けることはできません。

Q3. 滞在中にトラブルがおきた場合はどうすればよいでしょうか？

ホームステイ先でのトラブルについては、派遣先大学のホームステイオフィスやホームステイエージェントへ相談し、ホストファミリー変更などの手配をしてもらうことができます。また、滞在中に起こりうるトラブルに関しては、学内での事前研修で危機管理オリエンテーションを行います。24 時間連絡可能な緊急連絡先も提供されます。

Q4. 病気や怪我をした時の医療費が心配です。

本プログラムの全参加者は、大学が指定する海外旅行保険である「付帯海学」への加入が義務付けられます。加入保険会社と提携する医療機関で治療を受ける場合は、キャッシュレス（医療機関から保険会社に直接請求するため、患者はその場で支払う必要がない）で受診することができます。また、提携する医療機関が近隣にない場合は、まずは自己負担し、後日請求※することができます。詳しくは、事前研修の際に説明します。

※付帯海学による補償の範囲内での請求

Q5. 初めて海外へ行くので現地のことや持ち物などわからないことばかりです。

参加が決まったら、各自インターネットや旅行ガイドブック等で現地情報や持ち物等について調べましょう。また、事前研修の一環として事前調査活動も行うことになります。自分で調べて情報を得るということは、今回に限らず海外へ行く上で必須です。海外研修に「連れて行ってもらう」のではなく、「自分で行く」という意識を持ってください。

危機管理情報や参加プログラムに関する情報は、プログラム担当教職員等より随時提供されますので、よく読み、理解するようにしてください。

IV. プログラムの途中変更やキャンセル

Q1. 参加プログラムの変更はできますか？

応募期間内であれば可能です。ただし、一度提出された応募書類を差替えることはできませんので、参加希望プログラムを変更したい場合は、留学生課（sap@grp.tohoku.ac.jp）にメールで連絡をしてください。なお、応募期間終了後は参加希望プログラムの変更ができませんので、提出前に参加希望プログラムの記入に誤りが無いかよく確認してください。

Q2. 応募後のキャンセルはできますか？

合格発表後の辞退は原則として認められません。各プログラムの日程をよく確認し、確実に参加できるプログラムにのみ応募するようにしてください。所属学部等の追試験・再試験期間と重なっている場合は、応募できません。

合格発表後、病気や事故などのやむを得ない事情で参加を辞退する場合であっても、旅行代金のキャンセル料等（学生負担）の支払いが必要となります。

Q3. 途中参加、途中帰国、現地研修終了後の個人旅行（日本帰国前）はできますか？

できません。日本出発から日本帰国までは団体渡航です。追試験や再試験による途中参加・帰国も認められませんので、必ず事前に試験日程を確認してください。また、プログラム期間中、所定の滞在先以外での宿泊（外泊）および滞在国外への渡航は認められません。

Q4. プログラムが中止となることはありますか。

テロや天災、コロナウイルス等の感染拡大等、不測の事態が発生した場合には、大学の判断でプログラムの実施を中止・中断することがあります。その際にキャンセル料金等（航空券や宿泊費用など）が発生する場合には、参加学生の自己負担となります。

V. 履修登録、事前・事後研修

Q1. 必ず履修登録をしなければなりませんか？登録はどのように行いますか？

成績評価を伴う全学教育科目「海外短期研修（基礎B）」、「海外短期研修（展開B）」、「海外短期研修（発展B）」のいずれかの履修を原則とします。履修登録は留学生課が行いますので、個人で登録手続きをする必要はありません。履修可能単位数の制限などの理由により履修ができない参加者は、自由聴講科目として履修することとなります（履修制限や単位数上限に関しては、自身の所属部局に確認をしてください）。

なお、履修登録ができない場合でも本プログラムへの参加は可能です。

Q2. どうしても事前研修や事後研修に参加できない場合はどうすればよいですか？

本プログラム参加の条件として、すべての事前研修、事後研修への積極的な参加が義務づけられていますが、やむを得ない理由（大学の授業や試験等）により欠席や遅刻する場合、事前にプログラム担当教員に連絡し、欠席・遅刻理由届を提出してください。その理由が正当であると認められれば、減点対象とはなりません。正当な理由として認められない欠席があった場合は、減点となるとともに、奨学金の支給対象から除外される場合や、支給後であっても返還を求められる場合がありますので注意してください。

VI. その他

Q1. 現在、治療中の症状や健康上の問題がありますが、応募できますか？

応募する前に、主治医にプログラム内容を説明して、参加することについての許可を得てください。

海外滞在中は、環境の変化により、体調に影響が出る可能性がありますので、この点も主治医にしっかり相談してください。

Q2. 研修先でコロナウイルス等に感染した時はどのような支援が受けられますか？

現地医療機関の紹介など派遣先大学や保険会社からのサポートを受けることができます。詳細は各プログラムの事前研修の際などに担当教員に確認してください。

Q3. 帰国直前にコロナウイルス等に感染した場合、どのような対応が考えられますか？

渡航先国が定める手順に従って治療や隔離措置などを受けていただきます。感染者以外の参加者は予定通り帰国となりますので、派遣先大学や保険会社からのサポートを受けながら感染者のみ現地に留まることになります。

Q4. 出国や入国時にコロナウイルスの検査が必要な場合、検査の予約などは参加者が行うのですか？また検査費用も参加者の負担となりますか？

出国前や入国時のPCR検査などは参加者自身で予約などの手配を行い、検査費用も全額自己負担となります。

Q5. 出国や入国時にコロナウイルスの検査で陽性が判明し、隔離施設（ホテル）などに滞在する必要がある場合、その手配と費用は参加者の負担となりますか？

隔離施設（ホテル）の手配や費用負担は参加者が行います。

Q6. 諸事情によりワクチン接種を受けていない（受けられない）のですが、参加は可能ですか？

日本国および渡航先国が出入国者に定める要件（ワクチン接種等）をすべて満たせることが応募要件となりますので、研修先国でワクチン未接種者の入国を認めていない場合、参加はできません。応募の際、必ずプログラム実施国の入国要件を確認してください。

Q7. このQ&Aに記載されている以外の質問がある場合はどうすればよいですか？

留学生課（sap@grp.tohoku.ac.jp）へメールで問い合わせてください。問い合わせの際は、①件名 ②氏名 ③学部・学年 ④問い合わせの内容を明記してください。